

告 示

埼玉県選管告示第五十三号

平成二十九年十月二十二日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会長及び審査分会長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十九年十月十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

職 務	住 所	氏 名
審 査 分 会 長	埼玉県さいたま市岩槻区東町一丁目六番六号	伊 藤 茂
審査分会長の職務を代理すべき者	埼玉県久喜市南二丁目六番二十五号	加 藤 孝 夫